

証券コード 2961
2021年12月9日

株 主 各 位

東京都大田区東六郷三丁目15番8号
日本調理機株式会社
代表取締役社長 齋藤 有史

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年12月23日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年12月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都大田区東六郷三丁目15番8号
日本調理機株式会社 本社1階 ホール |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第83期（2020年10月1日から2021年9月30日まで）
事業報告および計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職
慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役および退任監査等委員である取締役に対する退職
慰労金贈呈の件 |

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nitcho.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年10月1日から2021年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による大都市を中心とした緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出され、経済活動や個人消費活動が制限されるなど、先行き不透明な状態で推移いたしました。

一方、世界経済においては、一部の国や地域においてワクチン接種の進展による経済活動の正常化に向けた取り組みが開始されるなど、景況感の回復の兆しがみられる状況であるものの、この取り組みは感染再拡大のリスクを伴ったものであることや、米中の対立構造の長期化や深刻な半導体不足による経済への悪影響など、国内経済同様、経済活動の正常化には相応の時間を要するものと考えられます。

このような環境の中、当社におきましては、厨房全体の機器を請け負う一括案件の販売強化、製商品の入替促進強化、修理・保守点検による機器営業タイミングに関する情報収集の施策が軌道に乗り、また、2020年9月期より新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取り組みによる影響によって繰越された一括案件が加わることとなりました。

販管費においては、研究開発活動の強化や売上高の増加に伴い、試験研究費や運賃荷造費等が増加いたしました。

これらの結果、当期の業績は、売上高は17,061百万円（前期比7.3%増）、経常利益は689百万円（前期比40.3%増）、当期純利益は436百万円（前期比31.5%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は32百万円で、その主な内容は、通信設備・機器の更新および栃木工場の機械設備更新等であります。

3. 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

4. 財産および損益の状況

区 分	第80期	第81期	第82期	第83期
	自 2017年10月1日 至 2018年9月30日	自 2018年10月1日 至 2019年9月30日	自 2019年10月1日 至 2020年9月30日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
売 上 高 (百万円)	16,605	16,164	15,902	17,061
経 常 利 益 (百万円)	490	400	491	689
当 期 純 利 益 (百万円)	342	267	332	436
1株当たり当期純利益 (円)	35.22	274.48	341.10	448.72
総 資 産 (百万円)	12,591	12,457	12,339	12,532
純 資 産 (百万円)	5,139	5,289	5,513	5,834
1株当たり純資産額 (円)	527.92	5,433.16	5,663.19	5,993.20

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は2020年4月13日付けで普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第81期の期初に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算出しております。

5. 当社が対処すべき課題

- (1) 当社は「誠実奉仕」のもと、お客様に“高品質”“安心安全”“低環境負荷”な製商品、サービスを提供し、お客様の満足を最優先に捉え、「食」に携わる企業として社会に貢献してまいります。
- (2) お客様のニーズに応えた製商品の創出、ならびに円滑な厨房施設運用の実現に向け、常に最先端技術を駆使し、研究開発活動に邁進してまいります。
- (3) 当社は、製商品の“安定稼働”を第一の品質と捉え、生産現場から設置据付まで適切なチェック体制のもと、品質管理の徹底に取り組んでまいります。
- (4) 当社では、製商品を導入していただいたお客様、使用者様への機器の取り扱いや調理指導を徹底し、さらには定期的な保守点検や老朽機器の更新をご提案するなど、製品事故を未然に防ぐ施策を講じてまいります。
- (5) 働き方改革の一環として、職場環境の変革による生産性の効率化に積極的に取り組み、収益力の向上に努めます。
- (6) 内部統制システムの機能的な運用によりコンプライアンス／リスク管理を徹底し、従業員の労務管理や外注先を含めた安全管理に注力すると共にお客様に誠実に奉仕する体制を強化いたします。
- (7) ESG(環境・社会・ガバナンス)への取組を強化し、新たな食生活の提案を行うなど社会的課題の解決と企業価値の向上を目指します。当社は事業活動を通じて、お客様の環境負荷低減や労働環境改善への貢献、全国の取引先との共生共創を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

6. 主要な事業内容（2021年9月30日現在）

当社は、厨房機械器具・食品加工機械器具等の製作ならびに集団給食設備等の設計・監理・施工を行う建設業法一般管工事業（国土交通大臣許可）およびこれらに関する事業を行っております。

7. 主な営業所および工場（2021年9月30日現在）

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東京都大田区	北 海 道 支 店	北海道札幌市
横 浜 営 業 所	神奈川県横浜市	東 北 支 店	宮城県仙台市
立 川 営 業 所	東京都国立市	中 部 支 店	愛知県名古屋
千 葉 営 業 所	千葉県千葉市	関 西 支 店	大阪府豊中市
埼 玉 営 業 所	埼玉県さいたま市	中 四 国 支 店	広島県広島市
茨 城 営 業 所	茨城県水戸市	九 州 支 店	福岡県大野城市
栃 木 営 業 所	栃木県宇都宮市	栃 木 工 場	栃木県矢板市
群 馬 営 業 所	群馬県高崎市	大 分 工 場	大分県豊後大野市
新 潟 営 業 所	新潟県新潟市	栃 木 物 流 セ ン タ ー	栃木県矢板市
長 野 営 業 所	長野県長野市		

上記のほか、各支店が管轄する営業所が23ヶ所あります。

8. 従業員の状況（2021年9月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
542名	27名増	44才1ヶ月	19年9ヶ月

- (注) 1. 上記の他に臨時従業員（派遣社員）が2名おります。
2. 臨時従業員（パート社員）を従業員数に含めて記載することに変更いたしました。

9. 主要な借入先の状況（2021年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	173百万円
株式会社三菱UFJ銀行	177百万円
株式会社三井住友銀行	10百万円
株式会社みずほ銀行	10百万円
株式会社商工組合中央金庫	10百万円

10. その他会社の現況に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

11. 注記

記載金額については百万円未満を切り捨てております。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2021年9月30日現在）

- (1) 株式数 発行可能株式総数 3,800,000株
発行済株式の総数 973,544株（自己株式28株を除く）
- (2) 株主数 102名
- (3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
有限会社第一エア工業	208,079株	21.37%
田中幸子	106,082株	10.89%
齋藤徳子	104,369株	10.72%
日本調理機従業員持株会	103,474株	10.62%
齋藤隆哉	80,860株	8.30%
田中成和	37,439株	3.84%
黒澤公雄	31,000株	3.18%
西山昌子	30,778株	3.16%
佐藤由美子	29,900株	3.07%
齋藤有史	21,800株	2.23%

- (4) その他会社の株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

1. 取締役の状況（2021年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 有史	
代表取締役副社長	西山 智康	管理本部担当役員
専務取締役	石井 輝男	販売本部担当役員
専務取締役	澁澤 隆志	業務統括本部担当役員
取締役	松本 慎二	生産本部担当役員
取締役	松浦 宏文	
取締役	宮島 哲也	弁護士、日本高周波鋼業株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	森下 雅史	
取締役 (監査等委員)	三井 聡	公認会計士、税理士 三井公認会計士事務所 所長 税理士法人ふたば 代表社員 公益財団法人東京都結核予防会 監事
取締役 (監査等委員)	小粥 純子	公認会計士、税理士 東北大学会計大学院教授 株式会社日新 取締役監査等委員 社外取締役

- (注) 1. 取締役 松浦宏文氏および宮島哲也氏は社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）三井聡氏および小粥純子氏は社外取締役であります。
3. 監査等委員三井聡氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員小粥純子氏は公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、森下雅史氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 取締役に対する報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	役員報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	165,457 (9,797)	147,687 (9,147)	— —	17,770 (650)	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	24,782 (12,053)	22,802 (11,343)	— —	1,980 (710)	4 (3)
合 計	190,239 (21,850)	170,489 (20,490)	— —	19,750 (1,360)	12 (5)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議いただいております。
2. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2018年12月18日開催の第80期定時株主総会において、年額3千8百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の人数および金額には、退任した2名を含んでおります。
4. 役員報酬等内容の決定に関する方針等

当社は、2019年9月25日の取締役会において、取締役の個人別報酬額の決定方針を以下のとおり決議しております。なお、報酬は、以下の方法に基づく決定額を月額換算して毎月支払うこととしております。

a. 役員報酬の構成

当社の役員報酬体系は、基本報酬(固定報酬と変動報酬)及び退職慰労金で構成しております。

基本報酬：固定報酬

- ・ 役位に応じて設定した月額基準報酬テーブルにより算定される基本報酬
- ・ 就任年数/貢献度合いを代表取締役が6段階で評価して決定する貢献報酬

基本報酬：変動報酬

- ・ 会社業績及び担当部門業績並びに個人責務の3つの視点で配分する報酬
- ・ 業務執行取締役の変動報酬は、非業務執行取締役の変動報酬 (月額固定報酬の2～4ヵ月の範囲) を控除して算出

変動報酬は、当期純利益等4項目を評価項目とし、基準年度実績と過去3期実績平均を比較して3段階で算定する。

退職慰労金

取締役会で決議した退職慰労金規程に基づき役位別在任期間に役位別単価を乗じて算出

b. 役員報酬の決定方法及び委任に関する事項

2018年12月18日開催の第80期定時株主総会決議により、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬等限度額は年額250百万円以内となっております。同定時株主総会決議により、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額38百万円以内となっております。なお、決議当時の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は7名 (うち社外取締役2名)、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役2名) となっております。

個人別の固定報酬及び変動報酬の額並びにその割合については、代表取締役が協議して立案した報酬案を、社外取締役及び非業務執行取締役で構成する指名報酬諮問委員会に提示します。指名報酬諮問委員会の審議を経て、監査等委員でない取締役の報酬は代表取締役に答申後、代表取締役社長である齋藤有史及び代表取締役副社長である西山智康が委任を受け、両名の協議で決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の業績等について適正な評価を行うことは代表取締役が最適であると判断したためであります。

当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬は、指名報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員である取締役の協議で決定しております。

3. 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

取締役 松浦宏文氏は、証券会社での経験・専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度の在任期間中に開催された取締役会に16回中16回出席し、その専門的な見地から適宜発言を行っております。

取締役 宮島哲也氏は、2020年12月就任後、弁護士としての専門知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に13回中12回出席し、その専門的な見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）三井聡氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に16回中16回、当事業年度に開催された監査等委員会に13回中13回出席し、その専門的な見地から適宜発言を行っております。

取締役（監査等委員）小粥純子氏は、2020年12月就任後、監査法人の専門知識・経験及び大学院教授として内部統制、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しており、その専門的な見地から社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行していただいております。また、当事業年度に開催された取締役会に13回中13回、当事業年度に開催された監査等委員会に10回中10回出席し、その専門的な見地から適宜発言を行っております。

なお、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

31,000千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第340条に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約

会計監査人とは、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第1項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、25,000,000円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

6. 業務の適正性を確保するための体制

内部統制システムの構築の基本方針

当社は、内部統制システムを適切に構築し、適用することにより、業務執行の公正性および効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正性を確保するための体制として、以下の項目を取締役会で決定し下記の様に実践しています。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令および定款を遵守すると共に、「役員規程」、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査基準」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」等の関連規程のもとに、その役割および責任を明確にする。

取締役および使用人は、全社・部門単位でこれらの関連規程に服することを徹底する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令ならびに社内規程の「文書管理規程」に基づき適切に保存し、取締役が閲覧、謄写可能な状態で管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれの担当部署において、業務執行に係る種々のリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を整備する。

不測の事態が発生した場合には、取締役指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限に留めるための体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役の職務執行権限と責任を明確にし、取締役会において取締役の業務執行状況の監督を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、幹部社員で構成する経営推進協議会において、業務執行責任及び結果責任を明確にする体制とする。

- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くこととする。また、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- (6) 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を及ぼす重要な事項について監査等委員会に遅滞なく報告するものとする。前記に拘わらず、監査等委員会は必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。また、監査等委員会は、代表取締役、内部監査部門および監査法人と必要な情報交換に努め、当社の監査の実効性を確保するものとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、役職員が取るべき行動・態度を明確に示すために「企業倫理規範及び行動指針」を策定しています。その中で反社会的勢力の排除に関して、次のように定めております。

「法令や社会的規範・良識に基づき、公正・透明・自由な競争ならびに適正な取引を行う。また、当社は、社会的秩序や健全な企業活動に悪影響を与えない個人・団体とは一切関わらない。」

新規取引先等についても取引開始前に反社会的勢力との関わり観点から確認を行うなど、公共機関、専門調査機関から情報収集ができる体制を構築し、社会的規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行うことを当社の基本方針としています。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「企業倫理規範及び行動指針」で掲げた反社会的勢力排除のための体制および活動を「コンプライアンス管理規程」に定めています。

公共機関のガイドブックの配布、社員教育の実施、新規取引開始に当たっての情報検索・信用調査などの反社会的勢力の排除のための運用ルールを明確化しています。

また、平素から対応マニュアルに基づく活動に努めるとともに、警察・弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合は、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

内部統制システムの運用状況の概要

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、幹部社員で構成する経営推進協議会を月1回開催し、業務執行責任および結果責任を明確にし、また事前にリスクを協議し損害の発生を防止しております。
- (2) 内部監査室が全国各拠点に対し監査を実施し、コンプライアンス状況を調査し、取締役および監査等委員会に報告しております。
- (3) 監査等委員会の監査に対し、積極的に情報を提示し監査の実効性を確保しております。

貸借対照表

2021年9月30日現在

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
9,407,504	5,553,888
現金及び預金	支払手形
3,349,710	2,775,926
受取手形	買掛金
842,844	1,279,923
売掛金	短期借入金
3,728,646	230,000
商品及び製品	1年内返済予定の長期借入金
538,820	84,000
仕掛品	リース債務
629,847	6,896
原材料及び貯蔵品	未払金
254,597	26,637
前渡金	未払費用
22,281	335,170
前払費用	未払法人税等
39,418	193,348
その他流動資産	未払消費税等
2,536	126,530
貸倒引当金	前受金
△1,200	17,236
固定資産	預り金
3,125,056	10,926
有形固定資産	賞与引当金
2,383,841	445,000
建物	製品保証引当金
1,230,906	21,742
構築物	その他流動負債
15,649	548
機械及び装置	固定負債
99,549	1,144,028
車両及び運搬具	長期借入金
0	66,500
工具器具及び備品	リース債務
14,645	4,882
土地	退職給付引当金
1,012,183	953,116
リース資産	役員退職慰労引当金
10,906	118,530
無形固定資産	その他固定負債
25,445	1,000
借地権	負債合計
13,485	6,697,916
ソフトウェア	純資産の部
11,186	株主資本
その他無形固定資産	5,830,920
773	資本金
投資その他の資産	597,600
715,770	資本剰余金
投資有価証券	68,240
63,589	資本準備金
関係会社株式	68,240
9,800	利益剰余金
出資金	5,165,211
3,200	利益準備金
長期貸付金	149,400
42,455	その他利益剰余金
関係会社長期貸付金	別途積立金
33,767	2,680,000
破産更生債権等	固定資産圧縮積立金
89,910	7,068
繰延税金資産	繰越利益剰余金
507,039	2,328,742
その他投資等	自己株式
55,918	△131
貸倒引当金	評価・換算差額等
△89,910	3,723
資産合計	3,723
12,532,560	純資産合計
	5,834,644
	負債・純資産合計
	12,532,560

損 益 計 算 書

自 2020年10月1日
至 2021年9月30日

(単位：千円)

売 上 高		17,061,477
売 上 原 価		12,420,686
売 上 総 利 益		4,640,790
販売費及び一般管理費		3,976,694
営 業 利 益		664,095
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,105	
受 取 配 当 金	141	
仕 入 割 引	13,734	
受 取 家 賃	6,067	
そ の 他 営 業 外 収 益	8,997	30,046
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,727	
リ ー ス 解 約 損	775	
支 払 手 数 料	1,000	
売 上 割 引	317	
そ の 他 営 業 外 費 用	767	4,587
経 常 利 益		689,554
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	732	732
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	18,654	18,654
税 引 前 当 期 純 利 益		671,632
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		246,898
法 人 税 等 調 整 額		△12,121
当 期 純 利 益		436,855

株主資本等変動計算書

自 2020年10月1日
至 2021年9月30日

(単位：千円)

	株主資本								自己株式
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金	固定資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	597,600	68,240	68,240	149,400	2,680,000	7,402	2,008,378	4,845,180	△131
当期変動額									
剰余金の配当							△116,825	△116,825	
当期純利益							436,855	436,855	
固定資産圧縮 積立金取崩						△333	333	—	
株主資本以外の 項目の当期変動額									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△333	320,363	320,030	—
当期末残高	597,600	68,240	68,240	149,400	2,680,000	7,068	2,328,742	5,165,211	△131

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他有価証券評価差額 金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,510,890	2,479	2,479	5,513,369
当期変動額				
剰余金の配当	△116,825			△116,825
当期純利益	436,855			436,855
固定資産圧縮 積立金取崩				—
株主資本以外の 項目の当期変動額		1,243	1,243	1,243
当期変動額合計	320,030	1,243	1,243	321,274
当期末残高	5,830,920	3,723	3,723	5,834,644

個 別 注 記 表

(I) 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 商品

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～50年

その他 2～35年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品保証による支出に備えるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については当該見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(Ⅱ)追加情報

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、営業活動に支障が発生するとともに、一部の案件において着工の延期が発生しております。当社事業への影響は2022年9月期の一定期間まで続くものと仮定しておりますが、現時点において限定的であると考えております。

(Ⅲ) 表示方法の変更に関する注記

1. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用による変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

2. 前事業年度まで個別に表示していました「商品」・「製品」は、当事業年度より財務諸表等規則に準拠し、「商品及び製品」と表示しました。

前事業年度まで個別に表示していました「原材料」・「貯蔵品」は、当事業年度より財務諸表等規則に準拠し、「原材料及び貯蔵品」と表示しました。

前事業年度まで流動資産の「その他流動資産」に含めて表示していた「前渡金」・「前払費用」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

前事業年度まで無形固定資産の「その他無形固定資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

前事業年度まで投資その他の資産の「その他投資等」に含めて表示していた「出資金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

前事業年度まで投資その他の資産に区分掲記していました「保険積立金」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他投資等」に含めて表示しております。

前事業年度まで流動負債の「その他流動負債」に含めて表示していた「未払金」・「預り金」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記しました。

前事業年度まで固定負債に区分掲記していました「預り保証金」は金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他固定負債」に含めて表示していません。

(IV) 重要な会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	507,039

なお、繰延税金負債と相殺前の金額は511,802千円であります。

- (2) 将来の利益計画に基づいて将来の課税所得を検討し、近い将来の経営環境の著しい変化の有無を検討した上で、実現可能性が高いと考えられる金額を繰延税金資産として計上しております。将来の課税所得については、新型コロナウイルス感染症の影響を反映した将来予測に基づき算定しております。当社では定期的に経営推進協議会を開催し、支店・営業所・事業部から営業活動や市場・顧客の動向、各案件の状況について報告を受けております。こうして報告された来期以降の案件の動向、受注の確度などに基づいて将来予測を行っております。しかしながら、繰延税金資産の全部又は一部について回収可能性がないと判断した場合、その金額を評価性引当額として繰延税金資産から控除し、また、同額を法人税等調整額として計上することとなります。

(V) 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,628,817千円

2. 担保に供している資産

土地 26,908千円 建物 785,756千円

担保に係る債務の金額 350,500千円

3. 当座貸越限度額契約及び貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越契約及び
貸出コミットメント契約の総額 4,300,000千円

借入実行残高 230,000千円

差引額 4,070,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 264千円

長期金銭債権 33,767千円

短期金銭債務 20,876千円

(VI) 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高	118,207千円
営業取引以外の取引による取引高	531千円

(VII) 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
発行済株式					
普通株式	973,572株	—	—	973,572株	
合計	973,572株	—	—	973,572株	

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	摘要
自己株式					
普通株式	28株	—	—	28株	
合計	28株	—	—	28株	

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当り 配当金	基準日	効力発生日
2020年12月18日 定時株主総会	普通株式	116,825	120円	2020年9月30日	2020年12月21日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の原資	1株当り 配当金	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	116,825	利益剰余金	120円	2021年9月30日	2021年12月27日

(VIII) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	291,844千円
賞与引当金	136,259千円
その他	127,401千円
繰延税金資産小計	555,504千円
評価性引当額	△43,701千円
繰延税金資産合計	511,802千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△3,119千円
その他	△1,643千円
繰延税金負債合計	△4,763千円
繰延税金資産の純額	507,039千円

(IX) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他に板金加工生産設備などの製造設備及び車両の一部と電算機等はリース契約にて使用しております。

(X) 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されていますが、与信管理を行い信用リスクを低減しております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達です。

また、これら営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法によりこれを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30日（当事業年度末）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,349,710	3,349,710	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,571,491	4,571,491	—
(3) 投資有価証券	10,989	10,989	—
資産計	7,932,190	7,932,190	—
(1) 支払手形及び買掛金	4,055,849	4,055,849	—
(2) 短期借入金	230,000	230,000	—
(3) 長期借入金（※）	150,500	150,500	—
負債計	4,436,349	4,436,349	—

（※）長期借入金には1年以内返済予定の金額を含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものであるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	52,600

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(XI) 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり当期純利益金額	448円72銭
(2) 1株当たり純資産額	5,993円20銭

(XII) 重要な後発事象に関する注記

1. 公募による新株の発行

当社は2021年11月9日付で株式会社東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。2021年10月6日及び2021年10月20日開催の取締役会において、下記の通り新株式の発行を決議し、2021年11月8日に払込が完了しております。

(1) 募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
(2) 募集株式の種類及び数	普通株式 145,000株
(3) 発行価額	1株につき 2,710円
(4) 引受価額	1株につき 2,493.20円
(5) 払込金額	1株につき 2,218.50円 (会社法上の払込金額であり、2021年10月20日開催の取締役会において決定された金額)
(6) 払込期日	2021年11月8日
(7) 発行価格の総額	392,950千円
(8) 引受価額の総額	361,514千円
(9) 払込金額の総額	321,682千円
(10) 増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 180,757千円 増加した資本準備金の額 180,757千円
(11) 資金の使途	①九州支店の改築 ②運転資金への充当

2. 第三者割当による新株発行

当社は、2021年10月6日及び2021年10月20日開催の取締役会において、株式会社SBI証券が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売り出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 37,900株
(2) 割当価格	1株につき 2,493.20円
(3) 払込金額	1株につき 2,218.50円 (会社法上の払込金額であり、2021年10月20日開催の取締役会において決定された金額)
(4) 資本組入額	1株につき 1,246.60千円
(5) 割当価格の総額	94,492千円
(6) 資本組入額の総額	47,246千円
(7) 払込金額の総額	84,081千円
(8) 払込期日	2021年12月8日
(9) 資金の用途	①九州支店の改築 ②運転資金への充当

(XIII) その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2021年11月18日

日本調理機株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 誠

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本多 茂幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本調理機株式会社の2020年10月1日から2021年9月30日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合にはその内容について報告を行う

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第83期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

当社は2021年11月9日で株式会社東京証券取引所第二部に上場いたしました。上場準備に関する報告を都度受けましたが、指摘すべき事項は認められません。

2021年11月19日

日本調理機株式会社 監査等委員会

監査等委員 森 下 雅 史 ㊟

監査等委員 三 井 聡 ㊟

監査等委員 小 粥 純 子 ㊟

(注) 監査等委員三井聡及び小粥純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、財務状況および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金120円

配当総額 116,825,280円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年12月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	さいとう ゆうじ 齋藤 有史 (1970年4月9日生)	1994年10月 日本調理機株式会社入社 2006年12月 当社取締役営業本部副本部長 2009年12月 当社取締役栃木工場長 2013年12月 当社常務取締役生産部門担当 2015年12月 当社代表取締役社長（現任）	21,800株
2	にしやま ともやす 西山 智康 (1957年3月17日生)	1979年4月 日本調理機商事株式会社入社 2011年12月 当社執行役員管理統括部長 2013年12月 当社取締役管理部門担当 2015年12月 当社代表取締役副社長管理本部担当（現任）	11,049株
3	まつもと しんじ 松本 慎二 (1955年10月18日生)	1976年4月 日本調理機製造株式会社入社 2007年10月 当社栃木工場生産管理部長 2011年10月 当社栃木工場長 2011年12月 当社執行役員栃木工場長 2018年9月 株式会社ベガ代表取締役（現任） 2020年12月 当社取締役生産本部担当（現任）	167株
※4	すがの のぶひさ 菅野 信尚 (1960年1月7日生)	1982年4月 日本調理機株式会社入社 2007年10月 当社東北支店支店長 2015年10月 当社業務統括部長 2016年2月 当社執行役員販売本部担当（現任）	730株
※5	みしま ひろふみ 三島 博史 (1970年8月27日生)	1994年4月 日本調理機株式会社入社 2012年10月 当社販売推進部長 2016年4月 当社業務統括部長 2017年12月 当社執行役員業務統括部長 2018年10月 当社執行役員経営企画室長（現任）	1,405株
6	まつうら ひろふみ 松浦 宏文 (1946年4月7日生)	1970年4月 株式会社東芝入社 1973年3月 株式会社大和証券入社 1995年7月 大和投資顧問株式会社取締役国際部長 2006年4月 ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社監査役 2013年12月 当社社外監査役 2017年12月 当社社外取締役（現任）	0株
7	みやじま てるや 宮島 哲也 (1970年4月10日生)	1997年4月 梶谷綜合法律事務所入所（現任） 2014年4月 第一東京弁護士会監事 2016年6月 日本高周波鋼業株式会社社外取締役（現任） 2020年12月 当社社外取締役（現任）	0株

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3. 松浦宏文氏および宮島哲也氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 松浦宏文氏は、証券会社での専門知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。同氏の社外監査役としての在任期間4年を含めた社外役員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
5. 宮島哲也氏は、弁護士としての専門知識・経験および他社の社外取締役としての見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。同氏の社外役員としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合、当社は同氏と上記賠償責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 菅野信尚氏は、販売部門で豊富な経験を有しており、これらの専門知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、取締役として選任をお願いするものであります。
7. 三島博史氏は、販売および業務統括部門で豊富な経験を有しており、これらの専門知識・経験を当社の経営に活かしていただきたいため、取締役として選任をお願いするものであります。
8. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には各候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期中である2022年9月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役森下雅史氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
※ 鈴木 克明 (1959年5月10日生)	1982年4月 日本調理機株式会社入社 2007年4月 当社総務部長 2012年12月 当社執行役員総務部長（現任）	949株

- (注) 1. 鈴木克明氏は、新任の監査等委員である取締役候補者（常勤）であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 鈴木克明氏は、総務部での豊富な経験を有しており、これらの経験と見識を適正な監査に活かしていただきたいため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には候補者は当該保険の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2022年9月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）を退任されます石井輝男氏および澁澤隆志氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

対象者はいずれも、取締役として当社の発展に貢献をされたため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づいて算定するものであるため、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
い し い て る お 石 井 輝 男	2015年12月 当社専務取締役（現任）
し ぶ さ わ た か し 澁 澤 隆 志	2015年12月 当社常務取締役 2017年12月 当社専務取締役（現任）

第5号議案 退任監査役および退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

2018年12月18日開催の定時株主総会終結の時をもって監査役を退任され引き続き監査等委員である取締役に就任、本総会終結の時をもって監査等委員である取

締役を辞任される森下雅史氏に対し、監査役および監査等委員である取締役として当社の発展に貢献をされましたので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

対象者は監査役および監査等委員である取締役として当社の発展に貢献をされたため贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づいて算定するものであるため、相当であると判断しております。

退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
もりした まさし 森 下 雅 史	2016年12月 当社監査役 2018年12月 当社取締役（監査等委員）（現任）

以上

NITCHO